

大型連休に向けての指導事項

新地町教育委員会

1 児童生徒の主体性を育てるための指導

- (1) 祝日の意義や祝意の表し方の指導を通して、我が国の歴史と伝統・文化を考える機会とする。
- (2) 児童生徒一人一人が、「生活の計画」等を立て、連休中であっても起床・就寝時刻や食事、家庭学習など、規則正しい生活を送り、望ましい生活習慣が維持できるよう、家庭の理解、協力を得ながらきめ細やかな事前指導を行う。
- (3) 大型連休中の課題については、児童生徒の実態に応じて、負担加重とならないように配慮すること。

2 「新たな不登校の防止」に向けた指導

- (1) 長期休業後に不登校に陥る児童生徒が多いことから、連休中でも、気になる児童生徒への電話連絡や適応指導教室等との連携により不登校の未然防止を行う。
- (2) 新学年・新学期のスタート時に各児童生徒が掲げた目標や夢に向けての意欲が続くよう、事前指導において連休後の学校生活の見通しをもたせたり、具体的な学校行事（遠足や運動会など）の内容を知らせたりすることにより、学校生活への楽しさや希望をもたせるよう働きかけを行う。

3 事故防止の指導

(1) 「交通・水難・火災事故等の防止」に向けた指導の徹底

① 交通事故防止の指導

ア 道路交通法及び福島県道路交通規則に基づいた自転車走行及びヘルメットの着用について指導をする。また、令和5年4月1日に施行された改正道路交通法において示された自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化のこと、並びに自転車での危険行為等について具体的に指導する。(※後述)

イ バイク、自動車の無免許運転の絶無を期すための指導をする。

ウ 自動車同乗の際は、シートベルト着用等、安全指導を徹底する。

エ 道路での飛び出し事故に注意するとともに、駐停車車両の直前直後の横断禁止について指導を徹底する。

② 水難事故防止の指導

学区内の河川、湖沼、池等の危険箇所を確認し、立ち入り禁止、遊泳禁止区域等の指定等を行うとともに、学区外の水難事故防止についても具体的な指導を行う。

③ 火災事故防止の指導

放火は重大な犯罪であることを認識させるとともに、家庭と連携しながらマッチやライター、ガスボンベ等の管理に十分気を付けるよう指導する。また、火遊びが重大な火災、火傷等の事故につながっている事例を挙げ、事故防止について指導を徹底する。

(2) 「わいせつ・声かけ被害の防止」に向けた指導の徹底

① 被害の未然防止に向けた指導

ア 部活動等で登校する場合、複数で登下校するようにするとともに、安全を考慮した終了時刻や移動経路の設定などに配慮する。

イ 地域の見守り隊や関係機関等へ、連休中の児童生徒の安全確保に向けた協力を要請するとともに、不審者情報等があった場合は、迅速な情報共有に努める。

ウ 強制わいせつ被害や誘拐被害、出会い系サイトへのアクセスによる性被害及び声かけ事案等については、学年や児童生徒の実態に応じて具体的な指導をする。

② 被害にあった場合の対処法

ア 「自分の安全は自ら守る」ことを児童生徒に意識させるため、防犯ブザーを鳴らしたり大きな声を出したりして逃げることなどを、具体的な場面を設定し、実技などを交えながら指導する。

イ 二次被害を食い止めるためにも、不審者や声かけの情報は、いち早く警察と学校へ通報するとともに、情報ネットワークを活用し、近隣学校や見守り隊、保護者等へ情報を提供するように周知を図る。

(3) 問題行動防止の指導

① 問題行動傾向をもつ児童生徒への指導

ア 児童生徒の不安や悩み等については、連休前にスクールカウンセラー等との連携をしながら相談を行ったり、連休中にも本人や保護者と連絡を取り合ったりするなど、問題が深刻化しないよう配慮し、自死や家出などの未然防止に努める。特に自死に関しては、休み明けに発生する傾向が高いことに留意する。

イ 問題行動等の傾向をもつ児童生徒については、家庭や地域社会、関係機関等と連携を図りながら指導に当たる。

② 非行防止の指導

ア 暴力行為、万引き等の窃盗、金銭強要、喫煙、飲酒、薬物乱用、不健全性的行為等の問題行動の未然防止の指導については、家庭や地域社会、関係機関と十分連携しながら、組織的に実効ある対応策を講じる。

イ 家出、無断外泊、深夜徘徊等については、保護者への指導の要請や地域社会との連携などの具体的な対応策を講じ、未然防止に努める。

③ スマートフォンやインターネットから生じる危険から子どもを守る指導

ア SNS等で知り合いになった人物と実際に会うことの危険性を十分に理解させ、絶対に会わないように指導する。

イ 有害サイトへのアクセスやブログ等への書き込みは、犯罪に巻き込まれる危険性が高いことから、絶対に有害サイトへアクセスしないこと、むやみに個人情報を書き込まないことを指導する。

ウ スマートフォンやインターネットを介した事件・事故が多く発生している現状を踏まえ、その対応については家庭の果たす役割が大きいことから、PTA活動や保護者会等の機会に、適正な使用について、保護者へ積極的に働きかけを行う。(※2後述)

④ その他の事故防止

ア ナイフ等の刃物やドライバーを正当な理由もなく持ち歩くことは、法令違反として処罰されることを保護者及び児童生徒への啓発を通して指導する。

イ 地域で開催される行事への参加については、参加の仕方等を指導するとともに、主催者や地域・社会の関係機関に指導を要請するなど、事故の絶無を期す。

(4) 部活動等における事故防止の指導

① 連休の意義を踏まえ、部活動等は担当教師と児童生徒の負担過重とならないよう開始や終了時刻を明記した計画にするとともに、健康状態や能力等を把握して適切な指導を行う。

② 教師と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係の育成に努め、いじめや暴力行為等の問題が発生しないよう十分配慮する。

③ 練習を行う場合は、顧問教師が確実に指導に当たるとともに、施設、用具等の点検、整理整頓を十分に行い、事故防止に努める。

④ 活動時の気温、湿度等、自然条件には十分に留意し、適度な水分補給に努めるなどして脱水症状、熱中症等の予防に努める。また、既往歴や運動制限についての配慮事項を確実に共有するとともに、運動前・後の健康観察を確実に行うなど個に応じた指導を行う。

⑤ 部活動時の自転車通学、練習試合への自転車使用について安全に十分配慮する。また、送迎する保護者へも交通事故防止に努めるよう依頼する。特に、入部して間もない生徒に対しては、部活動等での自転車の乗り方について十分に指導を行う。

⑥ 部活動の大会や合宿等の弁当や差し入れについては、食中毒にならないように、弁当の管理等、具体的に指導をする。

4 その他

(1) 事故発生時における連絡網の確立

① 事故発生時における学校の対応について万全を期す。

② 教職員はもとより、家庭や地域社会及び関係機関との連絡網を確立する。

(2) 虐待やその疑いがある場合は、速やかに関係機関と連携し児童生徒の安全確保に努める。

(3) 連休後の指導について

① 児童生徒の言葉遣いや態度等をよく観察し、変化を敏感にとらえ、きめ細かな指導に努めるとともに、それらの情報を学校全体で共有し、組織的な生徒指導を進める。

② 連休中に発生した問題行動等は、連休後の学校生活に持ち込まれ、エスカレートして指導が一層困難になる場合がある。家庭、関係機関、地域諸団体、隣接諸学校との連携を一層密にし、問題行動等に対する早期指導を徹底する。

- ③ 5月8日からの新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、マスクの着脱については様々な考えがあることから、自分と異なる意見や価値観を安易に拒絶せず許容しようとする努力、とがめたりせず許容しようとする姿勢、つまり寛容の精神を持ち合わせるよう、学校全体で指導の充実に努める。

(参考) 文科省Q&A

- Q 新学期の学校におけるマスクの着用については、児童生徒や保護者の判断に委ねられるのか。
(令和5年4月5日更新)
- A 本年2月の政府対策本部決定において、マスク着用の考え方が見直され、学校教育活動の実施に当たっては、4月1日以降、「マスクの着用を求めないことを基本とする」とされました。一般の衛生管理マニュアルの改定は、この本部決定を受けたものであり、文部科学省としては、教職員や児童生徒間のコミュニケーションが円滑となり、充実した学校生活にも資することから、児童生徒のマスク着用は不要と考えています。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒もいることから、そういった者に外すことを強いることは適切ではありませんが、基本的には、新学期における学校生活においては、学校や教職員からマスクの着用を求めることなく、引き続き着用が推奨される特定の場面を除き、児童生徒がマスクを外して学校生活を送ることができるよう、児童生徒や保護者に対して丁寧な情報発信をお願いします。
- Q 「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、一定の感染症対策を講じることが難しい場合に、マスクを着用することとして差し支えないか。(令和5年4月5日更新)
- A 文部科学省としては、教職員や児童生徒間のコミュニケーションを円滑にし、充実した学校生活にも資する観点から、児童生徒のマスク着用を不要とするための取組をお願いしたいと考えています。
- 児童生徒が安心してマスクを外すことができるよう、学習活動の実施に支障のない範囲で、対応可能なマスク以外の感染症対策の実施を検討するようお願いいたします。

※自転車に乗る時はヘルメットを着用する

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化された。

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/helmet.images/image.png>

道路交通法（令和5年3月31日まで）

保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

道路交通法 第63条の11

児童又は幼児を保護する責任のある方は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

↓
道路交通法 第63条の11

第1項

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

第2項

自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第3項

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(参考) ※2

特にInstagramのなりすましを防ぐためには、以下のような方法があります。

- 1 公式アカウントをフォローする: 有名人や企業などの公式アカウントをフォローすることで、偽のアカウントと混同することを避けることができます。公式アカウントは、認証マークが付いていることが多いので、そのマークを確認するようにしましょう。
- 2 プライバシー設定を確認する: Instagramのプライバシー設定を適切に設定することで、自分の情報を外部から見られることを防ぐことができます。例えば、アカウントを非公開にする、フォローリクエストを承認制にするなどの設定があります。
- 3 パスワードを強化する: 強力なパスワードを設定することで、アカウントが乗っ取られる可能性を減らすことができます。また、パスワードは定期的に変更することも重要です。
- 4 フィッシング詐欺に注意する: フィッシング詐欺は、偽のInstagramのログインページなどを装ったページを通じて、パスワードや個人情報を盗む詐欺です。Instagramの公式サイト以外からログインしないように注意しましょう。
- 5 情報をシェアしない: Instagramでのやり取りにおいて、個人情報やクレジットカード番号などの情報をシェアしないようにしましょう。また、不審なメッセージやリンクが送られてきた場合は、クリックしないようにしましょう。

これらの方法を実践することで、Instagramのなりすましを防ぐことができます。また、何か不審な点を発見した場合は、Instagramの報告機能を利用することをおすすめします。